

令和3年3月

定例委員総会 議事録

令和3年3月10日（水）

宗像市農業委員会

令和３年３月 宗像市農業委員会 定例委員総会

招集年月日	令和３年３月１０日				
招集の場所	宗像市役所北館 第２０２会議室				
会議の日時 及び宣告	開会	令和３年３月１０日 午後４時００分		会 長	山口 義嗣
	閉会	令和３年３月１０日 午後４時４０分			
	休憩	なし			
応（不応）召集委員及び出席並びに欠席委員 出席１８人 欠席６人					
議席番号	氏 名	出 欠	議席番号	氏 名	出 欠
１	山口 義嗣	○	１３	樋口 芳明	○
２	富田 裕	○	１４	白木 晋平	○
３	栗野 通孝	○	１５	花田 長文	×
４	薄 幸一	○	１６	時安 剛	○
５	松井 徳一郎	○	１７	草野 一幸	×
６	梶原 富子	○	１８	高橋 守	○
７	山下 敦	○	１９	吉永 和義	○
８	花田 安輝	○	２０	福崎 隆裕	×
９	山田 堅	○	２１	福嶋 仁士	×
１０	本田 辰幸	○	２２	山下 重實	○
１１	吉田 晋一	○	２３	的場 英敏	×
１２	吉武 順子	○	２４	石松 健一郎	×
農業委員会事務局職員 田志事務局長 浪瀬企画主査					
途中入場・退場 委員及び時間	入場	な し			
	退場	な し			
議事録署名人	１１番	吉田 晋一		１２番	吉武 順子

令和３年３月定例委員総会会議結果

第１号議案 農地法第３条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

受付NO３ 承認

第２号議案 農地法第４条の規定による許可申請について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

第３号議案 農用地利用集積計画（所有権移転）について

受付NO１ 承認

受付NO２ 承認

受付NO３ 承認

受付NO４ 承認

第４号議案 農用地利用集積計画（利用権設定）について

承認

第５号議案 荒廃農地に係る非農地判断について

承認

報告事項

第１号 農地法第５条の規定による届出について

○議長

令和３年３月の定例農業委員総会を、ただいまより開会いたします。ただいまの出席委員は１８名です。よって、令和３年３月定例農業委員総会は成立いたしました。

本日の議事は、お手元に配布しているとおりでございます。なお、総会中に発言をされる委員は挙手をし、議長の指名を受けたのち、起立して発言してください。

会議中につきましては、私語をされないように、皆様のご協力をお願いいたします。

○議長

次に議事録署名人を宗像市農業委員会会議規則第１４条第２項によりまして議長の指名となっていますので、指名いたします。

○議長

それでは第１号議案「農地法第３条の規定による許可申請について」を議題とします。３件の案件が申請されています。それでは、事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

（第１号議案の受付ＮＯ１について、資料により説明）

○議長

ただいま、事務局から受付ＮＯ１の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

譲受人の●●●さんは古賀市在住で、●●歳になる父親とみかんなどを栽培しています。父親が５０年前に●●でみかんの栽培を始められ、現在に至っています。今回、事業拡大のために当農地を含め、近い将来、みかんの苗木を植栽され、直売所等をつくりたいということですが、この１～２年は稲作を予定してあります。譲渡人の●●●●さんは、●●●市在住で●●●●を経営しています。令和２年１１月に相続でこの農地を取得されていますが、農業をする意思はないということです。このような状況の中、●●●さんとの話がまとまり、農地法第３条の許可申請になっています。今回の申請は、特に問題ないと考えています。ご審議をお願いします。

○議長

ただいま、譲受人、譲渡人について説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見ないようですので、採決を行います。第１号議案、受付ＮＯ１について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付ＮＯ１については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんになります。今回の申請地は、●●さんが所有する農地と隣接しており、譲渡人の●●●●さんとの間で話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地では露地野菜の栽培を予定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いします。

○議長

ただいま、譲受人・譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明とあわせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について、事務局より説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第1号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO3の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

第1号議案受付番号3の譲受人と譲渡人について説明します。譲受人は●●●●さんになります。譲渡人は亡●●●●相続財産管理司法書士●●●●さんになります。譲受人の●●さんと譲渡人の相続財産管理人との間で売買の話がまとまりましたので、農地法第3条の許可申請に至っています。取得後の農地については、さつまいもの栽培を予

定しています。地元の水利組合長の承諾も得ており、農地法第3条の許可要件をすべて満たしていると判断しています。以上、説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長

ただいま譲受人、譲渡人について担当地区委員から説明がありました。先の事務局の説明と合わせて、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見はないようですので、採決を行います。第1号議案、受付NO3について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、許可することに決定いたします。

○議長

それでは次に、第2号議案「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題と致します。第2号議案には2件の案件が申請されています。受付NO1について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO1について、資料により説明)

○議長

事務局から受付NO1の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号1について、申請人の説明を行います。転用目的は、月極駐車場の整備になります。申請人は、●●●●さんになります。申請地は、長年、休耕地となっておりまして、草刈り等の管理は行っていましたが、その管理に苦慮していたところ、周辺で駐車場を探している人がいるということで、駐車場の整備の計画に至りました。

地元の水利組合長からの承諾も得られており、今回の農地法第4条許可申請は、農地区分など許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。

以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。受付番号1について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、月極駐車場の整備になります。申請農地については、現況の平坦な地形を利用しますので、造成は敷きならす程度で、駐車場はバラス敷きになります。雨水については、道路側へ勾配をつけ、既設のU型側溝へ排水されます。取水はありませんので、汚水や生活雑排水の発

生はありません。周辺の農地には、日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から受付NO1についての議案説明と地区担当委員、現地調査A班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO1について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1については、許可することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO2について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第2号議案の受付NO2について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から受付NO2の説明がありました。次に、担当地区委員から説明を受けたいと思います。

○委員

受付番号2について、申請人の説明を行います。転用目的は、一時転用を伴う農地改良になります。一時転用の期間は、許可日から1年間です。申請人は、●●●●●さんで、今年2月末に定年退職し、退職後は相続により取得した農地で、農業に力を入れていきたいということで、今回の許可申請になっています。休耕中の畑を、農地改良を行い、みかんの栽培を計画しています。地元の水利組合長からの承諾も得られており、今回の農地法第4条許可申請は、一時転用後は農地として利用していくため、許可要件を満たしていると考えていますので、特に問題ないと判断しています。以上簡単ですが、説明を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

つづきまして、現地調査A班班長から現地確認の報告を受けたいと思います。

○委員

現地調査A班班長です。第2号議案の受付番号2について、確認事項に基づき現地確認を行いましたので、調査結果について報告いたします。申請地の詳細は議案書のとおりで、転用目的は、一時転用を伴う農地改良になります。申請農地については、かさ上

げを行い、現況の地形の改善を図り、効率よく耕作できるようにします。また、法面が形成されますが、種子吹付により保護されます。雨水については、南側に沈砂池を設置し、道路側溝へ排水されます。汚水や生活雑排水の発生はありません。また、日照や通風、騒音などは、特に影響ないと考えています。水利組合長の承諾も得ており、今回の農地法第4条の許可申請は、農地区分や被害防除など、許可要件を満たしているため、特に問題ないと考えています。以上、簡単ですが、現地調査報告を終わります。ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長

ただいま、事務局から第2号議案の受付NO2についての議案説明と地区担当委員、現地調査A班班長から説明・報告がありました。説明・報告に対してご質問、ご意見はございませんか。

○議長

この農地は農振農用地の指定を受けてないですね。

○委員

受けていないです。

○議長

ほかに、ご質問、ご意見ございませんか。

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第2号議案、受付NO2について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO2については、許可することに決定いたします。

○議長

次に、第3号議案「農用地利用集積計画（所有権移転）について」を議題といたします。4件の案件が申請されています。受付NO1と受付NO2は関連がありますので、一括して審議を行います。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

（第3号議案の受付NO1と受付NO2について、資料により説明）

○議長

ただいま、受付NO1及び受付NO2について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

（なしの声）

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO1及び受付NO2について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO1及び受付NO2について、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO3について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO3について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO3について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第3号議案、受付NO3について、所有権を移転することに賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO3については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、受付NO4について事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第3号議案の受付NO4について、資料により説明)

○議長

ただいま、受付NO4について事務局から説明がありました。ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。受付NO4について、所有権を移転について賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、受付NO4については、所有権移転を承認することに決定いたします。

○議長

つづきまして、第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画(利用権設定)について」を議題といたします。この件につきまして、事務局から説明を受けたいと思います。

○事務局

(第4号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画について」の説明がありました。説明についてご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第4号議案「令和2年度農用地利用集積計画について」賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、令和2年度農用地利用集積計画について承認することに決定いたします。

○議長

次に、第5号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」を議題と致します。事務局から説明を受けたいと思います。事務局説明をお願いします。

○事務局

(第5号議案について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から第5号議案「荒廃農地に係る非農地判断について」説明がありました。説明について、ご質問、ご意見はございませんか。

(なしの声)

○議長

ご質問、ご意見がないようですので、採決を行います。第5号議案、荒廃農地に係る非農地判断について承認することに、賛成の農業委員の挙手を求めます。全員賛成です。

よって、「荒廃農地に係る非農地判断について」は承認することに決定いたします。

○議長

それでは次に、報告事項の審議を行います。報告事項は1件であります。報告事項第1号「農地法第5条の規定による届出について」が提出されております。宗像市農業委員会事務局処務規程第6条第3号の規程により、事務局長が専決処分を行っていますが、農林事務次官通達により、直近の総会に報告することになっております。この件につきまして、事務局から報告を受けたいと思います。

○事務局

(報告事項第1号について、資料により説明)

○議長

ただいま、事務局から報告事項第1号の説明がありました。この件につきましては、報告となりますが、何かご質問等はありませんか。

(なしの声)

○議長

お諮りいたします。本委員総会中、誤読などによる字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任いただきたいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

○議長

ご異議なしと認めます。よって字句、数字等の整理、訂正は、議長に委任することに

決定いたしました。

以上で、本委員総会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、令和３年３月定例委員総会は閉会いたします。